

地域生活圏形成リーディング事業【新規】

令和7年度予算: 10百万円(皆増)
令和6年度補正予算: 200百万円
(直轄調査費・非公共)

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがあるため、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点から、リアル空間の質的向上により「地域生活圏」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である地域経営主体の育成が急務である。
- このため、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成に資する先導的な取組に対して事業実施に係る費用の支援等を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される地域経営主体の育成を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進し、地方創生の早期実現を図る。

地域生活圏形成リーディング事業（当初・補正）

「共」の視点からの地域経営により、日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供を目指す事業

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる取組に対して支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会
※都道府県の参画が必須

【支援対象経費】

- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等）
※複数分野の連携を前提

【補助率・上限額】

- ・ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1／2
- ・ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2／3
※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円



取組の拡大、運営体制の強化、自走化への支援※1

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「主体の連携」
- ② 分野の垣根を越えた「事業の連携」
- ③ 行政区域にとらわれない「地域の連携」

骨太方針2024（抜粋）

広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開を推進するとともに、地域経済の循環に向け自立した地域経営主体の育成に取り組む。

※1 新しい地方経済・生活環境創生交付金との連携など、関係府省が一体となって政策パッケージによる伴走支援を実施